

# 一般財団法人全国大学実務教育協会会員校及び賛助会員規程

制 定 H 2 1 . 3 . 2 3  
一部改正 H 2 2 . 2 . 2 0  
一部改正 H 2 4 . 1 2 . 1 5  
一部改正 H 2 8 . 1 2 . 1 7  
一部改正 2 0 2 0 . 5 . 1 3

(趣旨)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）の会員校及び賛助会員に関しては、協会の定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入会資格)

第2条 会員校となることができるのは、本協会の目的、事業に賛同する大学(短期大学を含む。以下同じ。)で、本協会が定める資格教育課程の設置の認定を一課程以上受けたものとする。

2 大学及び短期大学は、同一法人であっても個別の入会として取り扱うものとする。

(入会手続)

第3条 会員校となるには、別紙様式1－1に定める入会申請書を、入会を希望する前年度の7月25日又は1月25日までに本協会事務局に提出するものとする。

2 第2条第1項に定める資格教育課程の設置の申請については、資格教育課程認定申請手続要項第2に定める書類を入会申請書に添えて提出するものとする。

(審査)

第4条 入会のための審査は、資格教育課程審査常任委員会が次に示す手順により行うものとする。

(1) 入会申請書及び資格教育課程認定申請書等の書類審査

(2) 必要に応じヒアリング及び実地視察

(3) 総合審査

2 入会を申請した大学は、前項第2項の規定によりヒアリング及び実施視察を行う場合には、それに協力するものとする。

3 本協会理事会は、資格教育課程審査常任委員会による総合審査結果の報告をうけてその可否を決定し、会長から申請者に通知するものとする。

ただし、書類不備又は補充書類提出等により、決定の時期を延期することがある。

(入会金)

第5条 申請者は、入会金及び会費規程の定めるところにより、入会金を納めるものとする。

(会員校)

第6条 会員校は、本協会の事業運営に積極的に協力するものとする。

- 2 会員校は、入会金及び会費規程の定めるところにより、毎年5月末までに会費を納めるものとする。
- 3 会員校で新たに資格教育課程を設置する場合は、特別の場合を除き所定の期日までに必要書類を提出するものとする。
- 4 会員校は、資格教育課程等に変更が生じる場合には、資格教育課程認定申請手続要項に定めるところにより、事前にその都度変更届を提出するものとする。
- 5 会員校は、本協会が必要に応じて実施する教育の実施状況に関する実情調査に協力するものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があり、本協会が承認したとき又は会費が長期間滞納となったとき
- (2) 会員である法人が解散したとき

(賛助会員)

第8条 本協会の目的に賛同する団体又は個人は、賛助会員として受け入れることができる。

- 2 賛助会員になるには、別紙様式1－2に定める入会申請書を、入会を希望する前年度の12月末までに本協会事務局に提出するものとする。
- 3 賛助会員は、入会金及び会費規程に定めるところにより、賛助金を納入するものとする。
- 4 賛助会員は、本協会の開催する研修会やセミナーに参加することができる。
- 5 本協会は、発行する会報、報告書、研究成果を賛助会員に送付する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が定める。

(経過措置)

第10条 従前の全国大学実務教育協会において、資格教育課程の認定を受けている会員校は、本規程による審査を経たものとみなす。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２８年１２月１７日から施行する。

附 則

この規程は、２０２０年５月１３日から施行し、２０２０年４月１日より適用する。